

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ガントリークレーン）
発生日時	平成29年7月20日 15時10分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港仙台区の企業専用岸壁 仙台北防波堤灯台から真方位269° 1.9海里付近 （概位 北緯38° 16.2′ 東経141° 00.1′）
事故の概要	貨物船志盛丸は、着岸作業中、ガントリークレーンに衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 志盛丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142288、小池汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船橋マストに曲損 ガントリークレーン 塗膜に剝離、貨物吊り上げ用ワイヤーに打痕
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、仙台塩釜港仙台区の企業専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けしていたところ、他船が着岸するので、本件岸壁内で約100m前方へ移動することとなった。</p> <p>本船は、前方の「本件岸壁から海上に張り出したガントリークレーンのブーム」（以下「本件ブーム」という。）を避けるため、船長が操船して船尾を左舷側に振り、バウスラストを使用し、主機を微速力後進にかけて離岸した。</p> <p>本船は、着岸予定岸壁へ右舷着けしようと主機を微速力前進にかけて行きあしがついたところでクラッチを中立としたとき、船橋マストが本件ブームに衝突した。</p> <p>船長は、本件岸壁との距離を十分に離れたつもりでいたので、船橋マストが本件ブームをかわせると思い、着岸予定岸壁に接近した。</p> <p>船長は、本船と本件岸壁との位置関係から本件ブームの位置を把握できる状況にあったが、本船と本件岸壁との距離の目測を誤ったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、本件岸壁内で約100m前方へ移動する際、船長が本船と本件岸壁との距離の目測を誤ったことから、微速力前進で行きあしがついたところでクラッチを中立としたとき、船橋マストが本件ブームに衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、本件岸壁内で約100m前方へ移動する際、船長が本船と本件岸壁との距離の目測を誤ったため、着岸予定岸壁へ右舷着けしようとして微速力前進で行きあしがついたところでクラッチを中立としたとき、船橋マストが本件ブームに衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 着岸作業時、船体が接触する可能性のある陸上施設から十分距離をとること。